



平成27年5月14日

各位

会社名 株式会社 チノー  
代表者名 代表取締役社長 苅谷 嵩夫  
(コード番号 6850 東証第1部)  
問合せ先 経営企画本部長兼社長室長  
齊藤 卿是  
(TEL 03 - 3956 -2115)

## 執行役員制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、執行役員制度の導入及び平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 執行役員制度の導入について

##### (1) 目的

当社を取り巻く環境の変化やグローバル化に適切かつ迅速に対応するため、経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と業務執行機能の双方を強化することを目的とします。

##### (2) 制度の概要

- ①執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、取締役会または代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者となります。
- ②執行役員の選任は取締役会で決議できるものとします。
- ③取締役は執行役員を兼務できるものとします。
- ④執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

##### (3) 制度の導入時期

平成27年6月26日開催予定の第79回定時株主総会において下記2の定款変更議案が承認可決されることを条件として、同総会終了後の取締役会において執行役員を選任いたします。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記「執行役員制度の導入」及び「社外取締役の選任」に伴い、以下の通り現行の定款を一部変更いたします。

- ①意思決定の迅速化を図るため、取締役員数の上限を縮減します。
- ②役付取締役に関して、専務および常務は執行役員としての役位とするため、「専務取締役」及び「常務取締役」を削除します。

- ③取締役会が執行役員を選任し得る旨を明確化します。
- ④社外取締役及び社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結し得る旨を明確化します。
- ⑤上記の変更に伴い、章及び条数の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第 16 条 当社は取締役 <u>13</u> 名以内を置く。	(取締役の員数) 第 16 条 当社は取締役 <u>9</u> 名以内を置く。
(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、各 1 名、取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役等) 第 19 条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、各 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。
(新設)	(社外取締役の責任限定契約) 第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(取締役会規定) 第 24 条 (条文省略)	(取締役会規定) 第 25 条 (条文省略)
現行定款	変更案
(新設)	<u>第 5 章 執行役員</u> (執行役員) 第 26 条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。 2 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u>	<u>第 6 章 監査役及び監査役会</u>
第 25 条から第 30 条 (条文省略)	第 27 条から第 32 条 (条文省略)
(新設)	(社外監査役の責任限定契約) 第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役会規定) 第 31 条 (条文省略)	(監査役会規定) 第 34 条 (条文省略)

現行定款	変更案
第6章 計 算	第7章 計 算
第32条から第34条 (条文省略)	第35条から第37条 (条文省略)

(3) 日程

本変更は、平成27年6月26日開催予定の第79回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以 上